

No.	サービス種別	質問事項	回答	担当部署
1	放課後等デイサービス	同性介助について 保護者確認は、面談時に毎回記録が必要なのか。一度確認したもので大丈夫か。	放課後等デイサービスのサービスの提供の記録については、次のとおりとされています。 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該指定放課後等デイサービスの提供日、内容その他必要な事項を、当該指定放課後等デイサービスの提供の都度記録しなければならない。 指定放課後等デイサービス事業者は、前項の規定による記録に際しては、指定放課後等デイサービスを提供したことについて通所給付決定保護者の確認を受けなければならない。 したがって、サービス提供の都度、通所給付決定保護者の確認が必要となります。 なお、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、個々の障害児の年齢等に応じて、児童発達支援管理責任者等が支援の提供に関する本人の意向を確認するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努めるべきもの」とされていることにご留意ください。 ※川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第54号） ※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）	障害者施設指導課 事業者指導担当
2	放課後等デイサービス	「令和6年度基準省令・報酬改定等の主な事項について」P24にて「更新研修の受講要件では過去5年間に2年以上『管理者』の実務経験があればよい」と読める。以前の研修時には、児童発達支援管理責任者実務が2年以上必要とアドバイスをもらったが、児童発達支援管理責任者実務がなくても管理者実務で更新研修は受講できるのか。	更新研修については、実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年度ごとの各年度の末日までに受講する必要があります。 更新研修の受講要件については、次の①又は②を満たす場合に可能となります。 ①研修開始日前の過去5年間に2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員の実務経験があり、サービス管理責任者若しくは児童発達支援管理責任者として従事している又は従事する予定の方 ②現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として従事しており、サービス管理責任者若しくは児童発達支援管理責任者として従事している又は従事する予定の方 よって、管理者の実務経験があることを以て更新研修の受講要件には該当いたします。	障害者施設指導課 事業者指導担当
3	放課後等デイサービス	専門的支援で、フロア内でテーブルをつけて分けているが、壁がある部屋やパーテーションなどは必要になるのか。	フロアとは発達支援室のことでしょうか。貴事業所の平面図、支援内容及び運用方法等について分かりかねますので、事業者指定担当宛てに連絡いただき、御確認させていただきます。 ○事業者指定担当連絡先：044-200-2927	障害者施設指導課 事業者指導担当
4	放課後等デイサービス	「川崎市こども発達・相談センターについて」の説明において、既に就学児で障害者手帳が未所得の方が放課後等デイサービスを利用しており、今後障害者手帳の交付を相談したい場合においても、発達・相談支援センターに相談した方が良いのか。	手帳交付に関する相談ということであれば、区役所までご相談ください。	障害計画課 障害児福祉担当
5	放課後等デイサービス	専門実施加算で、小集団5人で行っているが、時間を変えて同じ人が取り組むことは可能か。	専門的支援実施加算に於いて、同じ理学療法士等が、1日のうちに時間を変えて複数回支援を行うことは可能です。	障害福祉課 給付担当
6	放課後等デイサービス	各種委員会において、「第三者や専門家を加えるように努める」への表記変更されたが、今後不在の場合は減算の対象となるのか。	今後減算の対象となるかについては、現時点でこども家庭庁からの通知等が示されていないため、お答えいたしかねます。	障害者施設指導課 事業者指導担当
7	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童発達支援および放課後等デイサービスの利用定員について、定員超過をしないように留意することだが、それは1日単位なのか、週平均なのか、月平均なのか。	「利用定員」とは、1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいうものとする。」とされています。 なお、定員超過利用減算については、 (1)1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い (2)過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い (3)多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い があります。 ※川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第54号） ※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号） ※児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号） ※児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）	障害者施設指導課 事業者指導担当

No.	サービス種別	質問事項	回答	担当部署
8	児童発達支援 放課後等デイサービス	「指導・監査について」3.運営指導における着眼点(p.24)において、サービス提供記録について、利用者・支給決定保護者の確認を受けているかとあるが、毎回の記録に関して、利用者からサイン等をもらう必要があるか。	「指定児童発達支援事業者(指定放課後等デイサービス事業者)は、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供した際は、当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供の都度記録しなければならない。 指定児童発達支援事業者(指定放課後等デイサービス事業者)は、(上記の規定による)記録に際しては、指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供したことについて通所給付決定保護者の確認を受けなければならない。」とされています。 したがって、サービス提供の都度、通所給付決定保護者の確認が必要となります。 ※川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第54号) ※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)	障害者施設指導課 事業者指導担当
9	児童発達支援 放課後等デイサービス	法定代理受領書の写しも取っておくようにとのことだが、弊社では経費節減のためデータで保存しているが問題ないか。	データでの保存で問題ございません。 なお、運営指導の際は閲覧可能な状態としていただきますようご協力をお願いいたします。 ※川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第54号) ※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)	障害者施設指導課 事業者指導担当
10	児童発達支援 放課後等デイサービス	情報公表未報告減算について、WAMNETで任意未入力ありとなっている場合は減算が適応されるのか。	情報公表未報告減算については、 「児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)の別表第2及び別表3に掲げる項目に掲げる必須の報告項目について未報告であることが、指定更新や運営指導等の際に確認され、都道府県等が報告するよう指導したにも関わらず、事業所が報告を行わない場合に減算を適用することとする。」とされています。 なお、障害福祉サービス等情報公表制度は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の3及び児童福祉法第33条の18に基づき、障害福祉サービスを利用する障害児者が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるように、障害福祉サービス等を提供する事業者が、サービス等の内容等を積極的に公表することにより、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るために創設された制度であることにご留意ください。 ※児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号) ※児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)	障害者施設指導課 事業者指導担当
11	児童発達支援 放課後等デイサービス	「運営指導における着眼点」安全の確保に関して、「多機能型の場合、児童と放デイの利用者を混在させないでください。」「同じ指導訓練室内でも物理的に分けるようにしてください。」とあったが、児童と放デイの利用時間は重ねないという認識だったが、物理的に空間が分けられれば提供は可能ということか。(例:1階と2階に分ける)	「指定児童発達支援事業者(指定放課後等デイサービス事業者)は、定期的に施設及び設備の点検を行うとともに、従業者への教育その他事故防止のため必要となる対策を講じなければならない。」とされています。 よって、同一時間において、両サービスを同一の発達支援室等で提供することは可能ですが、事故防止の対策の観点から両サービスの利用児を混在させないでください。 ※川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第54号) ※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)	障害者施設指導課 事業者指導担当
12	児童発達支援 放課後等デイサービス	運営指導における着眼点 安全の確保に関して、「送迎車には運転手以外にもう一人乗るようにしてください。」「送迎中も事業所で対応できる体制を整えておく必要があります。」とあったが、放デイの送迎で学年毎に下校時間も異なりかつ教室内の安全確保をしながら運営をするため、どうしても運転手のみにならざるをえない状況の場合が発生する。駐車場が確保でき、他車中に残る児童がない・児童指導員が責任を持って1人の児童の送迎に対応するというやむを得ない場合は可能か。	川崎市では、ガイドラインにおいて、送迎について、次のとおりとしています。 送迎時の対応については、事前に保護者及び各関係機関と調整しましょう。 送迎時の対応については、保護者及び各関係機関との連携として、「連絡体制の確立」、「顔写真付社員証等の身分証の携帯」、「周辺環境への配慮(長時間の路上駐車、無断駐車、騒音等)」、「事故等への配慮(従業者の複数体制、車中に子どもを長時間置き去りにしない等)」を徹底しましょう。 事業所を利用している子ども以外も含めた安全への配慮として、「送迎中、事業所内にも従業者を配置する」、「こどもの心身に無理のない送迎ルート(あまりにも広範囲すぎないこと)」、「2名以上の送迎体制」を行ってください。 よって、ガイドラインに沿った対応をお願いいたします。 ※川崎市版ガイドライン(https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000132056.html)	障害者施設指導課 事業者指導担当

No.	サービス種別	質問事項	回答	担当部署
13	児童発達支援 放課後等デイサービス	追加や振替利用を行わないとのことだが、やむを得ない事由により休みをすることもあって考えられる。継続的な支援を目的とした別日へのご案内や、ご家庭からの利用希望があった場合にも同様のなか。	川崎市では、ガイドラインにおいて、振替利用について、次のとおりとしています。 障害児通所支援について、定期的かつ継続的に同一事業所を利用することにより、療育支援を効果的に行うことを目的とするため、曜日を固定して所定の事業所を利用することを原則としています。そのため、欠席に伴う振替利用は川崎市では原則認めていません。ただし、継続的に支援を行うことが療育を行う上で必要な場合は、他事業所の計画に位置付けられた曜日ではない日に限り、振替利用を認めています。契約前に、必ず支給決定（受給者証）の確認をしてください。新規、変更共に遡及した決定は行いません。 ※川崎市版ガイドライン (https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000132056.html)	障害者施設指導課 事業者指導担当
14	児童発達支援 放課後等デイサービス	運営指導における着眼点 計画の説明、同意及び交付について、個別支援計画には、利用者等への説明、同意、交付日等が確認できるよう、次のような記載をすることをお勧めします。とありますが、当事業所はアプリ上で確認やサインができる民間で児童福祉の専門のWEBサービスを活用している。 ①個別支援計画書類は、説明日と同意日を分ける必要はあるのか。 サービスの都合上、対面等の説明日を受けた日と、ご家族が内容をよく読み同意日が異なるケースが想定されるが、多くの場合は同日である。 ②オンライン上で自署することができるが、押印は不要という認識で良いか。また、児発管も自署および押印が必要か。(サービス上、児発管が自動表示されるため)	①「説明日」と「同意日」を明確に分けて記載すること、または同一日に設定してはならないとする明確な規定はありません。 ②こども家庭庁の参考様式【別紙1】個別支援計画様式(参考)において、「押印廃止」とされています。 よって、保護者及び児童発達支援管理責任者両者ともに押印は不要と解します。 なお、児童発達支援管理責任者の氏名は自動表示とのことですが、「児童発達支援管理責任者は、通所給付決定保護者及び障害児に対し、児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。」「児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しなければならない。」とされていることにご留意ください。 ※川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第54号） ※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）	障害者施設指導課 事業者指導担当
15	児童発達支援 放課後等デイサービス	運営指導における着眼点 記録の整備について、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、当該指定サービスを提供した日から5年間保存とあるが、退職者の情報も同様か。例えば個人情報保護の同意書など、当事業所で情報漏洩がされない対策として締結している書面など。	基準条例においては退職者の情報に関する記録の保存期間の定めはありません。当該記録の保存期間については、事業者においてご判断ください。 なお、基準条例では、記録の整備については、「指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。」とされています。 また、解雇通知では、秘密保持等について、「指定児童発達支援事業者（指定放課後等デイサービス事業者）に対して、過去に当該指定児童発達支援事業所（指定放課後等デイサービス事業所）の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定児童発達支援事業者（指定放課後等デイサービス事業者）は、当該指定児童発達支援事業所（指定放課後等デイサービス事業所）の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。」とされていることにご留意ください。 ※川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第54号） ※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）	障害者施設指導課 事業者指導担当
16	児童発達支援 放課後等デイサービス	①運営指導における着眼点に記載されている「確認書類」というのは、記載されているすべてを留意する必要があるという認識で良いか。 ②また、民間のWEBサービスを活用し、サービス提供記録や家族支援加算の議事録等を残している。その際、WEB上の他、書面ですべて印刷し保存が必要か。例えば、1回あたりのサービス提供記録をすべて印刷して保存するなど。	①お見込みのとおりです。 ②印刷して紙で保存する必要はございません。なお、運営指導の際は閲覧可能な状態としていただきますようご協力をお願いいたします。 ※川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第54号） ※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）	障害者施設指導課 事業者指導担当

No.	サービス種別	質問事項	回答	担当部署
17	児童発達支援 放課後等デイサービス	運営指導における着眼点 サービス提供の記録とあるが、例えば児童の他施設との上限管理の書類およびFAX送付状も5年間保存するという認識で良いか。	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>記録の整備については、次のとおりとされています。 指定児童発達支援事業者(指定放課後等デイサービス事業者)は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 指定児童発達支援事業者(指定放課後等デイサービス事業者)は、次に掲げる障害児に対する指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)の提供に関する記録を整備し、当該指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第22条第1項の規定による提供した指定児童発達支援(指定放課後等デイサービス)に係る記録 (2)児童発達支援計画 (3)同条例第36条の規定による通所給付決定を行った市町村への通知にかかる記録 (4)同条例第45条第2項の規定による身体拘束等に係る記録 (5)同条例第51条第2項の規定による苦情の内容等の記録 (6)同条例第54条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>したがって、提供した指定児童発達支援に係る記録については5年間保存が必要です。</p> <p>※川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第54号) ※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)</p>	障害者施設指導課 事業者指導担当
18	児童発達支援 放課後等デイサービス	放課後デイサービスや児童発達事業を利用される子どもの保護者は、事業者探しに苦勞されている。子どもの特性に合わせて事業所を紹介する相談機関はどこになるのか。事業所の詳しいネット情報でも、パンフレットでもあるのか。	<p>児童発達支援及び放課後等デイサービスの新規事業所につきましては、本市ホームページにおいて2か月に1度、事業所の情報を更新しておりますが、事業所のサービス内容等につきましては、利用者個々の特性に応じてプログラムやサービス提供時間が設定されており、そのため、事業所側の利用者の受入れ状況が日々変化することから、課題があると考えております。</p> <p>なお、神奈川県下5県市で共同運用している障害福祉情報サービスかながわでは、事業所の検索及び事業者側が掲載した事業所の詳細情報を個別に確認することが可能となっております。</p> <p>○インターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ」 [[https://shougai.rakuraku.or.jp/]]</p>	障害者施設指導課 事業者指定担当
19	児童発達支援 放課後等デイサービス	地域連携推進会議は、各事業者が学校や幼稚園、療育センター等の関係者に声がけをして開催をする必要があるということか。	<p>令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者支援施設及び共同生活援助事業所において、地域との連携等に資するため、地域連携推進会議の開催及び地域連携推進会議の構成員が当該事業所を見学する機会を設けることが義務付けられました(令和6年度においては経過措置による努力義務、令和7年度以降は義務)。</p> <p>よって、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、対象サービスには含まれておりませんので、地域連携推進会議の設置等は必要ありません。</p>	障害者施設指導課 事業者指定担当
20	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童指導員や保育士の就業について、タイミー等「スキマバイトサービス」を利用した時間単位の職員が従事することが認められているとのことであるが、この場合の体制届や変更届への従業者記載方法についての基本見解を明示してもらいたい。	<p>管理者、児童発達支援管理責任者及び児童指導員又は保育士等、当該事業所に勤務する者の「勤務体制の確保等」については、川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第54号)第39条第2項に、「指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。」と規定しております(放課後等デイサービスについては、同条例第79条に第39条の規定を準用する)。</p> <p>上記規定は、指定児童発達支援事業者は、障害児が安定的な支援を受けられるよう、直接支援を行う従業者と直接雇用契約を締結することを定めており、雇用契約を締結しているからこそ障害児の支援に従事することができることとなります。</p> <p>よって、届出書の記載方法については、通常どおりの扱いと同様となります。</p> <p>なお、従業員の人員等に変更が生じた場合でも、加算やサービス費等の報酬に影響がない場合は、その都度「変更届出書」の提出は不要といたします。ただし、「管理者」及び「児童発達支援管理責任者」については、これまでどおり変更がありましたら、その都度「変更届出書」の提出を必要とします。</p>	障害者施設指導課 事業者指定担当

No.	サービス種別	質問事項	回答	担当部署
21	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童発達支援管理責任者の資格を取得した後、5年間該当業務に従事しない場合は更新研修が受けられず、資格は失効することになるのか。再度、資格を取得するためには、基礎研修からやり直さなくてはならないのか。	更新研修については、実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年度ごとの各年度の末日までに受講する必要があります。 更新研修の受講要件については、次の①又は②を満たす場合に可能となります。 ①研修開始日前の過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験があること ②現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員に従事していること なお、定められた期間内に更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を再度受講する必要があります(基礎研修の受講は不要となります)。	障害者施設指導課 事業者指定担当
22	児童発達支援 放課後等デイサービス	身体拘束適正化の外部研修について川崎市主催の研修はあるか。あれば時期など含めて是非アナウンスしてもらいたい。	例年、神奈川県主催の障害者虐待防止・権利擁護研修が開催されており、身体拘束についても内容に含まれています。令和7年度については、令和7年5月時点で情報はありませんが、募集があった際には障害福祉情報サービスかながわのメール配信等でお知らせがありますので御確認下さい。	障害計画課 地域支援担当
23	児童発達支援 放課後等デイサービス	「子ども発達・相談センターについて」 きっずサポートから紹介ということで事業所に見学に来てもらうことが多くっており、支援方針の書類をよく目にする。この書類があれば受給者証の申請が可能なのか、医師の診断書等が別で必要になるのかを教えてください。	サービス利用対象証明欄に記載のあるサービスについては、別に医師の診断書を用意することなく申請可能です。ただし、記載のないサービスについては支給決定は行えませんのでご注意ください。	障害計画課 障害児福祉担当
24	児童発達支援 保育所等訪問支援	「障害福祉サービス事業所等における 指導・監査について」の資料49ページ目の説明時に「振替利用を認めていない」と説明されているが、体調不良等で欠席された場合に別日に振り替えて利用することも認められていないのか。	川崎市では、ガイドラインにおいて、振替利用について、次のとおりとしています。 障害児通所支援について、定期的かつ継続的に同一事業所を利用することにより、療育支援を効果的に行うことを目的とするため、曜日を固定して所定の事業所を利用することを原則としています。そのため、欠席に伴う振替利用は川崎市では原則認めていません。ただし、継続的に支援を行うことが療育を行う上で必要な場合は、他事業所の計画に位置付けられた曜日ではない日に限り、振替利用を認めています。契約前に、必ず支給決定(受給者証)の確認をしてください。新規、変更共に遡及した決定は行いません。 ※川崎市版ガイドライン(https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000132056.html)	障害者施設指導課 事業者指導担当
25	児童発達支援 保育所等訪問支援	振替について、曜日固定は理解しており、そのように運営している。しかしながら、過去に所属していた事業所で、支給された受給日数が使えないというのはどういうことか、発達を促すために、利用日数もあらかじめ決めた上で個別支援計画を作成しているのではないのか、と問われたことがあるため、この辺りの権利関係の考え方を教えてください。	川崎市では、ガイドラインにおいて、振替利用について、次のとおりとしています。 障害児通所支援について、定期的かつ継続的に同一事業所を利用することにより、療育支援を効果的に行うことを目的とするため、曜日を固定して所定の事業所を利用することを原則としています。そのため、欠席に伴う振替利用は川崎市では原則認めていません。ただし、継続的に支援を行うことが療育を行う上で必要な場合は、他事業所の計画に位置付けられた曜日ではない日に限り、振替利用を認めています。契約前に、必ず支給決定(受給者証)の確認をしてください。新規、変更共に遡及した決定は行いません。 ※川崎市版ガイドライン(https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000132056.html)	障害者施設指導課 事業者指導担当
26	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	【安全確保】振替利用について。23年度までの集団指導においての資料とは変更があるが、詳細については23年度までの集団資料の資料参照で問題ないか。	川崎市では、ガイドラインにおいて、振替利用について、次のとおりとしています。 障害児通所支援について、定期的かつ継続的に同一事業所を利用することにより、療育支援を効果的に行うことを目的とするため、曜日を固定して所定の事業所を利用することを原則としています。そのため、欠席に伴う振替利用は川崎市では原則認めていません。ただし、継続的に支援を行うことが療育を行う上で必要な場合は、他事業所の計画に位置付けられた曜日ではない日に限り、振替利用を認めています。契約前に、必ず支給決定(受給者証)の確認をしてください。新規、変更共に遡及した決定は行いません。 ※川崎市版ガイドライン(https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000132056.html)	障害者施設指導課 事業者指導担当

No.	サービス種別	質問事項	回答	担当部署
27	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	「障害福祉サービス個別支援計画の作成」 ・少なくとも6か月に1回以上見直しとされているが、サービス内容に変更がなく継続的な支援の場合は、見直しをした結果サービス内容に変更の必要がないと判断した場合、前回と同じ内容の計画書を作成するで問題ないか。 ・計画の開始日は説明日より後の日付でなくてはならないか。 ・説明に対する利用者の同意は自筆出来ない場合は、自筆出来ない理由を記載し家族の代筆を買っても問題ないか。 ・説明方法は電話や文書での説明でも問題ないか。	<p>・居宅介護(重度訪問介護、同行援護、行動援護)計画については、次のとおりとされています。</p> <p>①サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。</p> <p>②サービス提供責任者は、①の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者に交付しなければならない。</p> <p>③サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>④①及び②は、③による居宅介護計画の変更について準用する。</p> <p>・③のとおり、居宅介護計画については見直しの頻度は明示されていませんが、「居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。」とされています。なお、見直しの頻度が定められているサービス種別もありますので、各サービスの基準条例をご確認ください。</p> <p>・川崎市では、利用者が計画内容を十分に理解し、同意した後にサービスが開始されることを適切としております。よって、計画の開始日(当該計画によるサービス提供の開始日)は説明日より後の日付となることが想定されます。</p> <p>・「署名できない場合は代筆ではなく、署名できない理由を記録する」とは、例えば、身体的障害や理解力の制約などにより自ら署名できない場合に、その理由を居宅介護計画書等へ記録し、誰に説明をし同意を得たかが分かるように記録をお願いします。また、代理権がない人が代筆をすることがないようにしてください。</p> <p>・②のとおり、「サービス提供責任者は、①の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明する」とされています。説明の方法について明示はされていませんが、利用者及びその同居の家族に対して適切に十分な説明をすることが可能な方法で行ってください。</p> <p>※川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第69号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)</p>	障害者施設指導課 事業者指導担当
28	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 移動支援	業務継続計画や感染症対策、身体拘束、虐待防止などは介護保険と併用でも良いか。介護保険と障害はそれぞれ別に組織建てる必要があるか。	<p>・業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、「指定居宅介護事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。」とされています。</p> <p>・基準条例に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置(委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施)については、「指定居宅介護事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。」とされています。</p> <p>・身体拘束適正化検討委員会、虐待防止委員会の設置については、「事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。</p> <p>※川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第69号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)</p>	障害者施設指導課 事業者指導担当
29	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 計画相談支援	「計画の説明、同意及び交付について、署名できない場合は代筆ではなく、署名できない理由を記録して下さい。」とあったが、例えば、利用者氏名欄に「肢体不自由の為」のみを記入して代筆した御家族の名前を無記入で良いのか。	<p>・「サービス管理責任者は、生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。」とされています。</p> <p>また、「サービス管理責任者は、生活介護計画を作成した際には、当該生活介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。」とされています。</p> <p>よって、生活介護計画の説明・交付等はサービス管理責任者が行う必要があります。</p> <p>・「署名できない場合は代筆ではなく、署名できない理由を記録する」とは、例えば、身体的障害や理解力の制約などにより自ら署名できない場合に、その理由を生活介護計画書等へ記録し、誰に説明をし同意を得たかが分かるように記録をお願いします。また、代理権がない人が代筆をすることがないようにしてください。</p> <p>※川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第69号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)</p>	障害者施設指導課 事業者指導担当

No.	サービス種別	質問事項	回答	担当部署
30	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 移動支援	原則、算定できないとされている、又はサービス対象外だとされているサポートが「ワーカーさんや区役所の判断で特例で認められた場合の対応について教えてもらいたい。(例:「通院等介助等」での院内で待ち時間にトイレ介助などを行なった場合を算定する、「移動支援(通学通所支援を除く)」で起終点に通所先を認める) ①特例で認められたサービス内容について、サービス等利用計画書に記載が必要か。 ②①の回答が「必要」の場合、セルフプランの方は利用者様ではなく区役所の方で特例の旨を記載してもらえるのか。 口頭のみでよいと言われているケースがあり、それでは誰の判断で特例のサービスを行なっているのか記録に残らないと考えている。	区役所の判断で特例として認めたケースについて、それを区役所側が特別何かに記載するというご意見はございません(超過支給量を認めた場合など、項目によっては受給者証に反映されますが)。 当該ケースの存在を示す必要がある場所として、給付請求や実地指導の場面であると想定されますが、その記載について定められた書類等はございませんので、市担当者から説明を求められた際は口頭にて御説明をお願いします(説明をいただいたうえで、場合によっては、市から当該特例ケースを認めた区役所に照会を行うこともございます)。 なお、上記にて、記載について定められた書類等は無い旨をお伝えしましたが、事業所において説明しやすいように、記録等を作成いただくことは望ましいものと考えられます。	障害福祉課 給付担当
31	生活介護	個別支援計画の説明同意交付において、代筆は不適切なので、署名できない理由を記載するように説明があったが、例えば本人が理解力や身体的な障害から署名が出来ず、家族が代筆するという場合にもダメなのか。またその場合には、本人は空欄にして、ご家族の名前で署名してもらうことで同意したことになるか。	・「サービス管理責任者は、生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。」とされています。 ・「署名できない場合は代筆ではなく、署名できない理由を記録する」とは、例えば、身体的障害や理解力の制約などにより自ら署名できない場合に、その理由を生活介護計画書等へ記録し、誰に説明をし同意を得たかが分かるように記録をお願いします。また、代理権がない人が代筆をすることがないようにしてください。 ※川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第69号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)	障害者施設指導課 事業者指導担当
32	生活介護	個別支援計画書の説明、同意及び交付について、「署名できない場合は代筆ではなく、署名できない理由を記録してください。」とあるが、署名欄は空欄で、サービス管理責任者が理由を記録するのか。また、同意日は誰が書き込むのか。	・「サービス管理責任者は、生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。」とされています。 ・「署名できない場合は代筆ではなく、署名できない理由を記録する」とは、例えば、身体的障害や理解力の制約などにより自ら署名できない場合に、その理由を生活介護計画書等へ記録し、誰に説明をし同意を得たかが分かるように記録をお願いします。また、代理権がない人が代筆をすることがないようにしてください。 ※川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第69号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)	障害者施設指導課 事業者指導担当
33	生活介護	実績記録表について、手書きとのことだったが、今後も手書きで記入・押印を必要はあるのか。	利用者確認欄については、現在時点において、押印を必須とはしておりません(手書きでも大丈夫です)。	障害福祉課 給付担当
34	生活介護	実績記録表に記入する算定時間について、個別支援計画に記載された算定時間を記入とありますが、予測できず本人の都合で来所する時間や対処する時間が異なる方がいる。どこまでを私的理由として良いのか明確にしてもらいたい。	厚生労働省「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」2介護給付費(6)②生活介護サービス費について、に記載があります。留意事項通知を御確認いただき、記載のとおり取扱いをお願いいたします。 (一部抜粋) 所要時間による区分については、現に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等を行うための標準的な時間に基づき算定されるものである。 この所要時間については、原則として、送迎に要する時間は含まないものである。生活介護計画の見直しを行い、標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するものであるが、令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとする。 なお、生活介護計画に位置づけられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、生活介護計画の見直しを検討すること。 ア 当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。 オ 実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話をを行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えないこと。	障害福祉課 給付担当

No.	サービス種別	質問事項	回答	担当部署
35	自立訓練(生活訓練)	個別支援計画を相談支援事業所へ交付する点について、交付したことはどのように記録を残すといいか。必要な情報・書き方の例があれば知りたい。	<p>「サービス管理責任者は、自立訓練(生活訓練)計画を作成した際には、当該自立訓練(生活訓練)計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならない。」とされています。</p> <p>基準条例等では、交付の記録についての例示はありませんが、記録の方法として以下の方法を一例として申し添えます。</p> <p>(1) 書面による記録の場合: 個別支援計画の交付管理台帳を作成する。 (2) 電磁的記録の場合: 送信メールのログやPDFファイル等のデータを控える。 (3) 記録すべき内容: 交付日、交付先、交付した書類、交付方法、サービス管理責任者の氏名、備考等。((1)(2)どちらの保存の場合も共通)</p> <p>※川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第69号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)</p>	障害者施設指導課 事業者指導担当
36	就労移行支援	令和6年の法改正に伴う行政に寄せられる質問事項について話はなかったが、基本的には厚労省の出しているQ&Aに準じて対応していれば問題ないという認識で良いか。	各サービス種別における基準条例、解釈通知、報酬告示、留意事項通知、厚生労働省の令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&Aを確認し、御対応をお願いします。	障害者施設指導課 事業者指導担当
37	就労継続支援(A型)	食事提供加算を申請しているが、体重や摂取量を利用者が回答を拒否される場合の書類記載は、どの様に記載するのが適切か教えてもらいたい。	<p>食事提供体制加算は、報酬告示及び留意事項通知により、次のとおり(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に加算が可能なものとされています。</p> <p>(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。</p> <p>(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。</p> <p>摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。</p> <p>なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。</p> <p>摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1/2」、「全体の〇割」といったように記載すること。</p> <p>摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。</p> <p>体重又はBMIの記録について、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に(3)を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。</p> <p>その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。</p> <p>なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。</p> <p>よって、上記のとおり、摂食量の記録は必ず記録をとり、体重又はBMIの記録については個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録してください。</p> <p>※児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号) ※児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)</p>	障害者施設指導課 事業者指導担当
38	就労継続支援(A型)	常勤換算の時間が40Hから30Hに変更されたことで、今まで使っていた体制届の書類は変更になるか。計算式が変わるか。	<p>「常勤」の考え方ですが指定障害福祉サービス事業所等(以下「事業所」という。)における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることとなり、この考え方については、変更ありません。</p> <p>ただし、要件の一部緩和に伴い、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合も、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことが認められました。</p> <p>そのことに伴い、「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合に、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も「1(常勤)」として扱うこととなります。</p> <p>なお、常勤換算方法(事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。))で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。)については、変更はございませんので、体制届の書類及び計算式には変わりありません。</p>	障害者施設指導課 事業者指導担当

No.	サービス種別	質問事項	回答	担当部署
39	就労継続支援(B型)	「個別支援計画の作成手順①」において「サービス管理管理者は～アセスメントを行い～」とあるが、アセスメントはサビ管しかできないのか？	<p>・「指定就労継続支援B型事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定就労継続支援B型に係る就労継続支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。」とされています。</p> <p>また、「サービス管理責任者は、就労継続支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下、「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。」とされています。</p> <p>よって、アセスメントはサービス管理責任者が行う必要があります。</p> <p>※川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第69号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)</p>	障害者施設指導課 事業者指導担当
40	就労継続支援(B型)	身体拘束等適正化委員会と虐待防止委員会は、一体的に設置・運営することも差し支えないとあるが、会議録もまとめることは可能か。分けて作成、周知が必要か。	<p>身体拘束等適正化検討委員会と虐待防止委員会の会議録については、まとめて作成して差し支えありませんが、それぞれの内容に該当する部分が明確に分かるよう記載し、委員会の結果について従業者への周知をお願いいたします。</p> <p>※川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第69号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)</p>	障害者施設指導課 事業者指導担当
41	就労継続支援(B型)	「障害福祉サービス事業所等における指定・届出にあたっての注意事項について」、グループホームの世話人は、夕方18時から朝8時の場合、何日勤務した換算になるのか。日曜日の夕方から勤務し、金曜日の朝まで勤務した場合は何日になるのか。	<p>スライドの何ページ目の質問事項となりますでしょうか。指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導の資料として作成しておりますので、資料以外の内容については、今後個別に質問ください。</p> <p>なお、夕方18時から朝8時の場合、2日勤務、日曜日の夕方から勤務し、金曜日の朝まで勤務した場合は、6日勤務となります。</p>	障害者施設指導課 事業者指定担当
42	就労継続支援(B型)	「短時間雇用プロジェクトと就労継続支援B型との併用について」ですが、川崎市在住という要件は変わらないのか。	<p>短時間雇用プロジェクトとの併用の対象者は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市在住者かつ川崎市内の日中活動系サービスの利用者 ・川崎市在住者かつ川崎市外の日中活動系サービスの利用者 <p>※市外在住で川崎市内の事業所に通所している場合は、受給者証を発行している自治体の判断によりますので、各自自治体にご相談ください。</p>	障害者社会参加・就労支援課
43	就労移行支援 就労定着支援	地域移行等意向確認担当者について、既存職員が担うのか。もう少し具体的に教えてもらいたい。	<p>地域移行等意向確認担当者の選任等については、次のとおりとされています。</p> <p>①指定障害者支援施設の設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下、「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。</p> <p>②地域移行等意向確認担当者は、①の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。</p> <p>③地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>また、「地域移行等意向確認担当者は、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う役割を担うサービス管理責任者、又は地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制等について知識を有する者を選任することが望ましい。」とされています。</p> <p>なお、こちらはスライドにも記載のとおり「障害者支援施設」に求められています。</p> <p>※川崎市指定障害者支援施設の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第71号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号)</p>	障害者施設指導課 事業者指導担当

No.	サービス種別	質問事項	回答	担当部署
44	就労移行支援 就労定着支援	「障害福祉サービス事業所等における指導・監査について」3.運営指導における着眼点中、P32 個別支援計画の作成手順① 原案作成について。 質問① 原案は作成したデータもしくは紙を保存しなければいけないのか。 質問② サービスの内容によっては、原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。とあるが、そのサービスの具体的な内容を教えてもらいたい。	「サービス管理責任者は、就労移行支援計画(就労定着支援計画)の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。」とされています。 また、「指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている。又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。」とされています。 よって、就労移行支援計画、就労定着支援計画については、原案の内容について文書による同意が必要となります。その他のサービス種別については各サービスの基準条例をご確認ください。 ※川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第69号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)	障害者施設指導課 事業者指導担当
45	就労移行支援 就労定着支援	テレワークに関しては具体的に就労移行の場合、イメージがわくモデルケースの資料を補足してもらいたい。	スライド画面に記載しておりますとおり、「令和6年3月29日厚生労働省・こども家庭庁通知「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」を参照いただきますと、「第1 テレワークの実施に関する基本的な考え方及び留意事項」の(7)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の項目があります。厚生労働省のホームページに「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」や「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン(パンフレット)」に一般的なケースが記載されておりますので、御参照ください。 ○厚生労働省インターネットサイト「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」 [[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html]]	障害者施設指導課 事業者指定担当
46	就労移行支援 就労継続支援(B型) 就労定着支援	「障害福祉サービス事業所等における指定・届出にあたっての注意事項」のスライド5で、地域連携推進会議のメンバーは、誰でも良いのか。	地域連携推進会議の構成員(地域連携推進員)は、「利用者」、「利用者家族」、「地域の関係者」、「福祉に知見のある人」、「経営に知見のある人」、「施設等所在地の市町村担当者」等を想定しており、有意義な意見交換ができる人数として、5名程度が望ましいとされています。 なお、厚生労働省が策定した地域連携推進会議の手引きにおいて、地域連携推進会議の構成員には、「利用者」、「利用者家族」、「地域の関係者」は必ず選出することが必要となっております。 また、市町村担当者の参画については、共同生活援助利用者との関係が希薄になる事も考えられるため、「施設等の利用者や地域のことを知っていただく良い機会ともなる」として例示されていますが、多数の施設等がある場合等、参画は難しい場合もあるため、「可能な範囲」とされています。 ※地域連携推進会議については、令和7年2月20日付け6川健障発第1743号「地域連携推進会議の開催等について(通知)」のとおり、障害福祉情報サービスかながわにて掲載しておりますので、御参照ください。 【通知文掲載先】 インターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ」 書式ライブラリー→3. 川崎市からのお知らせ→「1-3 事業者指定担当からのお知らせ」→「地域連携推進会議の開催等について」 [[https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=281]]	障害者施設指導課 事業者指定担当
47	就労移行支援 就労継続支援(B型) 就労定着支援	「障害福祉サービス事業所等における指定・届出にあたっての注意事項」のスライド6で、地域移行等意向確認担当者の選任は、通所施設でも行なわなければならないのか。	指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握及び施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認(以下「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないとされました。この規定は、令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化され、「障害者支援施設」に対して新設されたものとなります。	障害者施設指導課 事業者指定担当
48	就労移行支援 就労継続支援(B型) 就労定着支援	「概ね10時間未満の所定労働時間で一般就労へ移行した場合」の説明において標準利用期間とあったが、この期間は就労移行サービスの期間と同じものなのか。	一般就労中における就労系サービスの一時的な利用について、「概ね10時間未満の所定労働時間での就労」の場合、標準利用期間が設定されているサービスは、その終了日が利用期限となります。標準利用期間が設定されていないサービスは、利用期限の定めはありません。 ・就労移行支援、自立訓練…それぞれに定められた標準利用期間 ・就労継続支援、生活介護等…利用期間に特段の定めなし	障害者社会参加・就労支援課

No.	サービス種別	質問事項	回答	担当部署
49	共同生活援助	地域連携推進会議の設置等について、記録の残し方として、計画書や実施状況など、書式などがあるか。参加者の署名なども必要か。	<p>地域推進会議議事録の書式はありません。 会議開催後、速やかに地域連携推進会議で施設等が行った報告、構成員から受けた要望、助言等についての議事録を作成する必要があります。議事録の作成に当たっては、利用者や構成員の個人情報保護のため、個人が特定される部分は議事録から削除するなどの配慮を行ってください。作成した議事録は、参加した構成員に内容を確認するようお願いいたします。 なお、議事の詳細の内容を記載した議事録ではなく、会議結果の概要をまとめたものでも可能です。 また、会議の議題の内容及び議事録の作成については、「地域連携会議の開催等について」(令和7年2月20日6川健障施第1743号)、地域連携推進会議の手引きを参照して作成してください。</p> <p>※掲載先 「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」 →「1-3事業者指定担当からのお知らせ」→2025/02/21更新:「地域連携推進会議の開催等について」</p>	障害者施設指導課 事業者指導担当
50	共同生活援助	「指導監査について」の運営指導に関する着眼点で、あやふやな項目に、共益費があるが、一般にマンションに住むと共益費は当然費用の中に入ってくるが、説明がきちんとできればよいのか。	<p>共同生活援助等の障害福祉サービスにおいて提供される便宜のうち、「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの」(以下「その他の日常生活費」という。)の具体的な取扱いについては、次のとおり(抜粋)とされています。</p> <p>「その他の日常生活費」は、利用者の自由な選択に基づき、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。 事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの(利用者の贅沢品や嗜好品の購入等)については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。 介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。 したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。</p> <p>指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>したがって、ご質問の「共益費」については、「共益費」というあやふやな名目のみをもって費用を徴収することは認められず、家賃とは区別して障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費に該当すること、費用の内訳を明らかにすることが必要であり、その上で運営規程に定め、重要事項説明書において利用者へ説明し同意を得る必要があります。</p> <p>※川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第69号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)</p>	障害者施設指導課 事業者指導担当
51	共同生活援助	(1)利用者負担額等の領収書発行について。毎月利用者へ請求書(家賃、食材費、水光熱費、消耗品費)を送っており、個別で購入した日用品やおむつ類などの領収書(レシート)の原本を保証人に渡しているが、家賃、食材費、水光熱費、消耗品費の分について、保証人からの入金確認後に領収書を発行できていなかった。今後対応していきたいが、①領収書のフォーマットは法人独自の領収書で良いか。 ②過去分も遡り、領収書を発行した方が良いか。 (2)個別支援計画書の本人、保証人への説明後の署名について。個別支援計画書の作成は指導の通り作成しており、本人様、保証人へ説明し、同意、承諾を得て支援を開始しているが、これは「署名できない理由のみの記載」で、本人の氏名、保証人の氏名は不要なのか。また、「署名できない理由」は保証人に記載していただく形で良いか。今までは、本人と保証人の同席時に説明し、同意・承認を得て、保証人に「本人の氏名、保証人の氏名、日付、本人が署名できない理由」を記載してもらっていたがどうか。	<p>(1) ①領収証の形式に決まりはありませんが、発行日、宛名、合計金額、但し書き(支払いの内容)、発行者の情報(発行者の組織や代表者、住所等)等が必要になると考えます。 ②「事業者は、費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。」とされていますので、御対応をお願いいたします。</p> <p>(2)「署名できない場合は代筆ではなく、署名できない理由を記録する」とは、例えば、身体的障害や理解力の制約などにより自ら署名できない場合に、その理由を居宅介護計画書等へ記録し、誰に説明し同意を得たかが分かるように記録をお願いします。また、代理権がない人が代筆をすることがないようにしてください。</p> <p>※川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月14日条例第69号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)</p>	障害者施設指導課 事業者指導担当

No.	サービス種別	質問事項	回答	担当部署
52	共同生活援助	資料①「令和6年度基準省令改正等の主な事項について(2)経過措置のある改正内容」のなかにある、地域連携推進会議という言葉が出てくるが、それはどういうものか。また、どの事業に対して必要なものなのか。	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者支援施設及び共同生活援助事業所において、地域との連携等に資するため、地域連携推進会議の開催及び地域連携推進会議の構成員が当該事業所を見学する機会を設けることが義務付けられました(令和6年度においては経過措置による努力義務、令和7年度以降は義務)。このことについては、令和7年2月20日付け6川健障第1743号「地域連携推進会議の開催等について(通知)」のとおり、障害福祉情報サービスかながわにて掲載しておりますので、御参照ください。 【通知文掲載先】 インターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ」 書式ライブラリー「3. 川崎市からのお知らせ」→「1-3 事業者指定担当からのお知らせ」→「地域連携推進会議の開催等について」 [[https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=281]]	障害者施設指導課 事業者指定担当
53	共同生活援助	以前、共同生活援助事業所のサービス管理責任者は夜勤の兼務ができないと川崎市障害福祉課指導課の職員に言われたが、横浜ではそういった制限は無い。サービス管理責任者の夜勤の兼務はできないのか？	指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により必要な員数の配置が求められるものではありませんが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から必要な勤務時間帯が確保されている必要があります。 また、当該指定共同生活援助事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えありませんが、当該指定共同生活援助事業所ににおける入居定員が20人以上である場合には、出来る限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めることとしております。 よって、サービス管理責任者の兼務については、同事業所内の世話人、生活支援員又は夜間支援員のとちらか一方の職種と兼務は可能(同日の世話人・生活支援員両方を兼務は不可)となりますが、兼務の場合は、時間数を分けて記載ください。	障害者施設指導課 事業者指定担当
54	共同生活援助	請求業務について、企業の請求ソフトを使用検討している。その場合にサービス提供実績記録票は川崎市所定の物にしないといけないとの説明だったが、ソフトを使用しての請求業務は出来ないということか。また、手書き原本を所定の用紙で保管を考えているが、PC上に保管しておく物は企業ソフトで作成した物ではダメなのか。	請求に用いる実績記録票に係るCSVファイルについては、請求先である神奈川県国民健康保険連合会にて仕様を定めております。詳細は同会にお問い合わせください(045-329-3416)。 なお、利用者等とのサービス確認に用いる実績記録票については、「障害情報サービスかながわ」において様式を御案内しておりますが、厚生労働省で示している実績記録票の様式に沿ったものとしております。 当該実績記録票については、各日のサービス終了時点で、その日のサービス利用について、利用者に確認を受けるものであり、当該確認については利用者が「確認欄」にサイン等を行うことにより行われるものです。このことから、実際に紙で出力する必要があります。	障害福祉課 給付担当
55	計画相談支援	「指導・監査」において、成年後見人等の本人確認を行う(資料P22)とあるが、目視にて確認するだけでよいのか、コピーなどを受け取り保管する必要があるのか。	成年後見人等の本人確認方法について規定はありませんが、事業所として確認したことが分かるように記録をするようお願いいたします。	障害者施設指導課 事業者指導担当
56	地域移行支援 計画相談支援	事業継続計画について、年1回以上の訓練・研修については、施設内他事業所と合同でも良いのか。また、委員会の開催についても法人の大きな施設と合同でも良いのか。	業務継続計画の策定に係る研修及び訓練の実施については、「指定地域移行支援事業者(指定特定相談支援事業者)」に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。」とされています。 なお、業務継続計画については、委員会の開催に関する規定はございません。 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第21号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号)	障害者施設指導課 事業者指導担当
57	地域移行支援 計画相談支援	計画相談支援給付費について、モニタリングが本来の実施月にご本人の体調の理由で出来ず、翌月にサービス担当者会議を開催した。1か月遅れでの開催についてはモニタリング表に記入しご本人・区の担当者にも承諾を得た。請求は実施した日時に送信したがエラーとなった。月が変更されると請求は認められないか。	留意事項通知では、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できることとされております。 請求システムの仕様により、モニタリング実施月の翌月を請求月とした場合、「警告」は発生しますが、本市においては上記留意事項通知の記載から、当該警告のみを理由に請求の返戻はしていません。	障害福祉課 給付担当

No.	サービス種別	質問事項	回答	担当部署
58	地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援	「報酬改定について」4衛生管理等:感染症対策の中で、委員会を定期的に開催するとあるが、委員会は、事業所単独ではなく、法人単位でも可能か。	衛生管理等に係る委員会の開催については、「指定地域移行支援事業所(指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所)に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。」とされています。 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第21号) ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号)	障害者施設指導課 事業者指導担当
59	地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援	相談支援で発生する虐待について、内容を教えてもらいたい。相談支援者用の虐待チェックリストの例があれば紹介してもらいたい。	虐待事例の内容については公表されていませんが、「令和6年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式調査研究事業報告書」(一般財団法人日本総合研究所、p.66～他)に事業所別や職種別等の分析が掲載されていますので御確認ください。 チェックリストについては、特定相談支援事業所・一般相談支援事業所専用ではありませんが、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課)に掲載されている「施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト」(令和6年7月版ではp.51～)や、市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課)に掲載されている「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」(令和6年7月版ではp.69～)を御参照ください。	障害計画課 地域支援担当
60	日中一時支援	人員基準における「常勤」「常勤換算」要件の一部緩和について、実務経験年数は問われないのか。	従業者の要件は、下記の2つのいずれかに該当する者としています。 (1)2年以上障害福祉サービス等(直接処遇職員に限る)に従事した者 (2)看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)の資格を有する者 そのため、障害福祉サービス等(直接処遇職員に限る)に従事した者につきましては2年以上の実務経験年数が必要です。	障害福祉課 障害福祉担当
61	多機能型	多機能型の場合は提出書類は多く、共通事項など整理できないのか。	国においても障害福祉分野においては、事業者の事務負担を軽減し、生産性の向上を図る観点から、障害福祉サービス等事業者の事務負担の軽減を進めていることから、神奈川県と情報共有を図り、整理・検討していきます。	障害者施設指導課 事業者指定担当